

事前協議にあたっての注意事項及び受付スケジュール (就労継続支援A型・B型)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業を新規に始められるに当たっては、事業を行おうとする建物が設備に関する基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っております。

については、事業を行おうとする建物の改修・新築の前に、下記(1)の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。(計画図面が基準に適合していない場合、翌月に再協議となる場合があります。)

1. 事前協議受付スケジュール

事前協議は、おおむね毎月11日から19日の間に行います。(土・日・祝日を除く。)

※ 予約制としますので、電話等で予約の上、ご来庁ください。予約が混み合うことも予想されますので、あらかじめ十分期間をおいた上で早めに予約をしてください。

【事前協議予約申込先】 柏原市福祉こども部福祉指導監査課 電話 072-971-5202 (直通)

2. 事前協議にあたっての注意事項

(1) 事前協議に必要な書類

- ①事前協議書(協議様式1-1)
- ②職員の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-2)
- ③組織体制図
- ④管理者及びサービス管理責任者の経歴書(参考様式2)
- ⑤平面図
- ⑥付近詳細地図
- ⑦賃貸契約書(案)・登記簿謄本等
- ⑧設備チェックリスト(各実施事業に該当する協議様式)
- ⑨収支予算書・賃金支払予定表(就労支援事業におけるもの)
- ⑩収支積算根拠・収入積算根拠明細(就労支援事業におけるもの)
- ⑪事業所で行う予定の事業が請負や委託の場合は請負委託契約書のひな型
- ⑫就労支援事業に係る事業計画書
- ⑬利用者募集のパンフレット等(無ければ省略)

(2) 事前協議の受付について

事前協議は、予約制となっておりますので、指定申請の受付(受理)期間を考慮の上、あらかじめ期間に余裕を持って、早めに予約を行ってください。事前協議が完了しないものについては、指定申請を受付(受理)しませんので、ご注意ください。

また、予約件数が受付枠を超過した場合、事前に予告なく予約を終了します。

(3) 事前協議から指定までの流れ

障害福祉サービス事業所等の事前協議から指定までは、次の流れにより行われます。

①事前協議予約



②事前協議

↓※事前協議完了後、事業所の建築・改修を行ってください。

③事業所の建築・改修

↓※指定申請までに事業所の建築・改修が完了している必要があります。

④指定申請予約



⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定申請（原則、事業開始前々月 21 日～前月 10 日の期間）

↓※事業所に関する必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置が完了している必要があります。

⑦現地調査（原則、事業開始前月 11 日～18 日の期間）



⑧指定時研修（事業開始前月 20 日前後）



⑨指定書交付



⑩事業開始